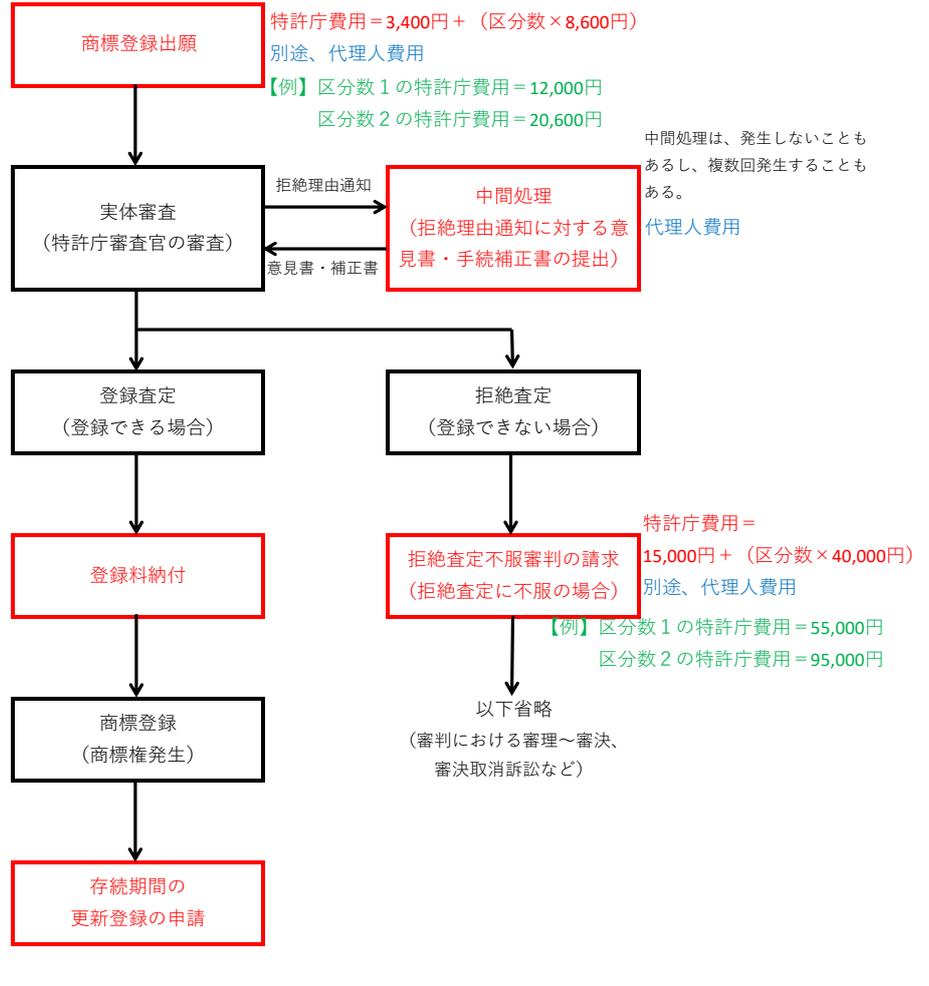


## 商標登録費用(商標の出願から登録までの費用)

◆典型的な流れと費用を示しています。  
 ◆商標登録出願では、**商標**(ネーミングやマーク等)だけでなく、その商標をどう**商品**又は**役務**(えきむ: サービス)に使うのかを明らかにする必要があります。  
 ◆商標登録出願に際しては、一つの「**商標**」と、一以上の「**商品・役務**」の指定に加えて、その指定した商品・役務が第何類に属するかという「**商品及び役務の区分**」も明らかにする必要があります。その区分の数により費用が異なります。  
 ◆**特許庁費用は、改定される場合があります。**  
 ◆**代理人費用(特許事務所の手数料)**は、事務所により異なります。発生タイミングも事務所により異なることがあります。  
 ◆小山特許事務所の場合、一般的な費用は、ウェブサイトに掲載しております(koyamapat.jp)。打合せを通じて商標使用対象の商品やサービスを把握した上で、お見積りさせていただき、それに納得いただけましたら正式にご依頼の流れとなります。  
 ◆平均区分数は1.99です(2022年)。区分数が1と2の場合を例示しています。  
 ◆書面(紙)で手続される場合、手続にもよりますが、別途、電子化手数料が必要です。



中間処理は、発生しないこともあるし、複数回発生することもある。

代理人費用

<http://www.koyamapat.jp>

小山特許事務所 (作成2022.03.06、最終更新2023.09.26)

Copyright(C) 2022-2023 Katanobu Koyama. ALL RIGHTS RESERVED.